**平成２４年（フ）第５号**
岩手県花巻市下小舟渡236番地１、前住所岩手県花巻市上小舟渡334番地
債務者　松岡　　茂
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２３年（フ）第２２２号**
茨城県牛久市田宮町531番地144　セピアコーポＡ202
債務者　篠原　瑞季
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２４年（フ）第９号**
茨城県守谷市本町537番地の６
債務者　寺倉　恵子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２３年（フ）第３１６号**
長野県須坂市旭ケ丘３番地２　Ｃ１―204、前住所長野県須坂市大字日滝1637番地
債務者　山嵜　栄治（旧姓徳竹）
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１７号**
長野市松代町豊栄5063番地
債務者　青山　　満
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１０９５号**
兵庫県西宮市六軒町13番３―403号
債務者　宇野建設こと三浦峰和こと　玄　　峰澤
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第１１０７号**
兵庫県西宮市高須町１丁目１番11―224号
債務者　中野　祐二
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第１１０８号**
兵庫県西宮市高須町１丁目１番11―224号
債務者　中野眞智子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第１１１０号**
兵庫県尼崎市水堂町２丁目31番21号
債務者　松本　美絵
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第１１１２号**
兵庫県西宮市田代町19番６―502号、前住所兵庫県西宮市樋之池町６番９―208号
債務者　鈴木　博子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第４６号**
兵庫県西宮市今津水波町11番17―606号
債務者　小原　昌幸
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第５号**
愛媛県八幡浜市川上町川名津甲897番地
債務者　脇本　綾子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
松山地方裁判所大洲支部

**平成２４年（フ）第５号**
福岡県大牟田市天領町１丁目78番地２、住民票上の住所福岡県大牟田市大正町２丁目６番地３
債務者　岩永　和司
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

**平成２４年（フ）第１３号**
宮崎県延岡市川原崎町1552番地３
債務者　矢北　雄一
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２４年（フ）第１４号**
宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折6520番地
債務者　土持　正勝
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２４年（フ）第１４号**
兵庫県伊丹市荻野３丁目51番地２　第２辰己マンション104号
債務者　金山順子こと　姜　　玉順
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２３年（フ）第８５２号**
兵庫県芦屋市新浜町２番３―203号
債務者　橋本幾久子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係